

あなたに対する介護療養施設サービスの提供開始にあたり、介護保険法に関する厚生省令40号5条に基づいて当施設があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです

1. 事業所概要

事業所名称 医療法人博報会 老人保健施設いのこし  
 所在地 名古屋市名東区猪子石原一丁目1501番地  
 法人種別 医療法人  
 代表者名 理事長 柵木 充明  
 施設長名 木村 敏男  
 電話番号 052(777)5650 FAX番号 052(777)1767  
 名古屋市長から指定を受けているサービスの種類及び指定番号 介護老人保健施設 2351580028

2. 施設の目的と運営の方針

- (1) 当施設は、介護保健法令の趣旨にしたがって、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とします。
- (2) 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指します。
- (3) 当施設は、利用者の人権の擁護、身体拘束及び虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- (4) 当施設では、利用者の意志及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- (5) 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (6) 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊か」に過ごすことができるよう「愛あるケア」をモットーにサービス提供に努めます。
- (7) サービス提供に当たっては懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- (8) 当施設は、介護保健サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。
- (9) 当施設は、施設内感染及び食中毒等の予防・まん延防止に努め、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- (10) 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための医療安全規約を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行います。
- (11) 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講し、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保に努めます。
- (12) 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図り、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資するように努めます。

3. 施設の概要

介護施設	介護老人保健施設	敷地面積	3,305㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造 5階建	床延面積	3,184㎡
利用定員	100名	居室	(1人部屋12室 4人部屋22室)
設備	療養室・診察室・機能訓練室・個室・談話室・食堂・一般浴室(ジェットバス)・特別浴室(シャワーバス・クレイドル)・レクリエーションルーム・洗面所・トイレ(ウオシュレット設備)・サービスステーション・調理室・ランドリールーム・送迎用自動車(車椅子対応)・バルコニー・電動3モーターベッド・ディールーム・カラオケシステム		

4. 職員体制及び勤務体制

当施設の従事者の職種、員数は次のとおりであり、必置職員数については法令の定めるところによります。

①. 管理者	1人以上(医師と兼務)	(勤務時間	8時30分から17時30分	水・日曜日休み)
②. 医師	1人以上(管理者に同じ)	(勤務時間	8時30分から17時30分	水・日曜日休み)
③. 薬剤師	1人以上	(勤務時間	9時00分から17時00分	水・木曜日出勤)
④. 看護職員	10人以上	(勤務時間	8時45分から17時30分	週休2日交替休み)
⑤. 介護職員	24人以上	(勤務時間	8時45分から17時30分	週休2日交替休み)
⑥. 支援相談員	1人以上	(勤務時間	8時45分から17時30分	土・日曜日休み)
⑦. リハビリ職員	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士合わせて 2人以上	(勤務時間	8時45分から17時30分	土・日曜日休み)
⑧. 栄養士または管理栄養士	1人以上	(勤務時間	8時45分から17時30分	土・日曜日休み)
⑨. 介護支援専門員	1人以上	(勤務時間	8時45分から17時30分	土・日曜日休み)
⑩. 事務員 その他の従業者	実情に応じた数	(勤務時間	8時45分から17時30分	土・日曜日休み)

